

監視カメラ装置更新工事仕様書

1 概要

この工事は、埋立処分場業務の全体の安定した状態の監視を継続するために現状の場内監視カメラ装置を更新するものである。

2 工期

契約締結日の翌日から令和8年3月31日

3 工事場所

広島市南区出島四丁目1番4号及び同所地先

4 適用規格等

- (1) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- (2) 公共建築工事標準図(電気設備工事編)
- (3) 電気設備に関する技術基準
- (4) 内線規程(JEAC8001-2000)
- (5) 日本工業規格(JIS)
- (6) 再生資源の利用の促進に関する法律その他関係法令規則等
- (7) その他関係法令および規格

5 仕様

(1) 監視カメラ装置更新

ア 映像録画機器

(ア) ネットワークディスクレコーダー 1 式

イ 伝送分割装置

(ア) 同軸 LAN コンバーター 1 式

(イ) 4 分割モニタリング装置 1 式

ウ 監視モニター

(ア) 32 型液晶モニター 7 台

(イ) 21.5 型液晶モニター 4 台

(ウ) 19 型液晶モニター 1 台

エ 監視カメラ

(ア) 屋外ハウジング一体型カメラ 12 台

(イ) 屋外一体型 PTZ カメラ 1 台

(ウ) 屋外一体型 PTZ カメラ(耐塩害) 3 台

(エ) 屋外小型 PTZ カメラ(耐塩害) 2 台

(オ) 屋内ボックス型カメラ 4 台

6 工事内容

【映像録画機器】

(1) ネットワークディスクレコーダー

既設の I T V 設備システム系統図(以下、系統図)に示す録画機器はネットワークディスクレコーダーとし、更新する 22 台のカメラの映像の全てが録画保存できる仕様とする。

※ 録画仕様は録画日数 20 日以上(FHD, 15ips, SF)

【監視カメラ】

系統図に示す 22 台のカメラを対象に機器仕様はネットワークカメラとし、そのうち系統図に示す S と T の 2 台はシステムに接続するカメラに変更する。

(1) 屋外ハウジング一体型カメラ

系統図に示す「L, M, A, B, C, D, E, F, G, O, S, T」を対象とする。

(2) 屋外一体型 PTZ カメラ (40 倍電動ズーム)

系統図に示す「P」を対象とする。

(3) 屋外一体型 PTZ カメラ (耐重塩害) (40 倍電動ズーム)

系統図に示す「J, K, N」を対象とする。

(4) 屋外小型 PTZ カメラ (耐重塩害) (40 倍電動ズーム)

系統図に示す「Q, R」を対象とする。

(5) 屋内ボックス型カメラ (ワイパー付)

系統図に示す「H1, H2, H3, I」を対象とする。

※ 監視カメラの位置は構内配置図のとおりとする。

【監視モニター】

(1) 32 型液晶モニター

系統図に示す本社の 1 台と監視モニター盤の 4 台および隣接する 1 台にあわせて 1 台増設する。

(2) 21.5 型液晶モニター

系統図に示す受付の 2 台と検査室の 1 台および検査スペースの 1 台を対象とする。

(3) 19 型液晶モニター

系統図に示す受付 2 の 1 台を対象とする。

※ 施工内容として、既設設備の監視モニター盤、検査スペース盤、同軸ケーブル類、回線用ルーターの再利用を取り入れる。

7 提出書類

(1) 工事着工前の書類

・コリンズ登録（受注時）	1 部
・保証証書	1 部
・工程計画表	1 部
・施工計画書	1 部
・現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届	1 部
・経歴書(現場代理人・主任技術者)	1 部
・誓約書	1 部
・施工体制台帳	1 部
・建設副産物情報交換システム関連	1 部
・その他約款による書類	1 部

(2) 工事中の書類

・確認依頼書	2 部
・質疑応答書	2 部
・工事打合せ簿	2 部
・機器材料搬入検査(簿)	2 部
・機器承諾図	2 部
・施工図	2 部
・配線系統図	2 部
・材料確認書	2 部
・段階確認書	2 部
・月間工程表	2 部
・週間工程表	2 部
・休日作業届	2 部
・現地試験成績表	2 部
・建設副産物情報交換システム関連	2 部
・コリンズ登録（変更時）	2 部

(3) 完成時の書類

・工事竣工図書引渡書	1 部
・完成図書	2 部
・完成図面二折り（A 3 二つ折り）	2 部
・工事記録写真	1 部
・工事完成写真	2 部
・装置の取扱説明書	2 部
・電子データによる完成図・施工図	2 部
・コリンズ登録（竣工時）	1 部

8 建設副産物について

本工事から発生する建設副産物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）を遵守するとともに、建設廃棄物処理指針（平成22年版）（平成23年3月30日環境省通知）、建設副産物適正処理実施要領（広島県土木局制定）及び再生資源利用促進実施要領（広島県土木局制定）に基づき適正に処理すること。

本工事（請負金額 100 万円以上）は、建設副産物情報交換システム（（一財）日本建設情報総合センター）の登録対象工事であり、当該システムによりデータ入力（施工計画時、工事完了時、登録情報の変更時）を行った（１）②③（２）①②を提出すること。

（１）工事受注者は、工事着手前に、次の書類を本工事の監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先の現地確認写真を提出すること。

① 建設廃棄物処理計画書

ア 廃棄物処理業者（収集、運搬、中間処理・最終処分）の許可証の写し及び再生資源化施設であることを示す書類

イ 運搬ルート、及び処分場の位置、事業の範囲、処理能力、処理方法を明示したもの

ウ 処分場の現地確認写真

エ 建設工事の受注者と処理業者（収集、運搬、中間処理・最終処分・再生資源化施設）との二者の業務委託契約書の写し

② 再生資源利用計画書

③ 再生資源利用促進計画書

（２）工事受注者は、「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「建設廃棄物処理計画書」に従い建設廃棄物及び特定建設資材廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時に次の書類を監督職員に提出すること。

なお、建設発生土については、処分先への搬入状況の写真を添付すること。

① 再生資源利用実施書

② 再生資源利用促進実施書

③ 建設廃棄物処理実施書

ア マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写し及び再生資源化に係るものについては受入伝票の写し

（マニフェストは原則として環境省が示す全国統一のマニフェストを使用する。）

イ 収集、運搬の写真、中間処理場、最終処分場（直接最終処分の場合のみ）への搬入状況の写真

9 現場代理人の常駐義務の緩和

本工事は、監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることを条件に、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

10 主任技術者の配置等について

（1）主任（監理）技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任(監理)技術者の変更ができるものとする。

① 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長されたとき

② 設備機器、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

11 その他

（1）廃棄物処分業務に支障をきたす工事箇所は休日施工とする。

（2）施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房庁営繕部整備課監修）」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努め、安全管理を徹底すること。

（3）設計図書内にある機器類の型番号は参考標示であり特定のメーカーのみを指定したものではない。

（4）重機は、排出ガス対策型を使用すること。

（5）別契約の施工上密接に関連する工事がある場合は監督職員の調整に協力すること。

（6）この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、協議して定めるものとする。

（7）処分場内での水道、電気、トイレは無償で利用できるものとする。